

## ○趣旨

有資格者(幼稚園教諭・保育士)の確保が困難であるため、一時預かり事業(幼稚園型)の実施が困難となっているという指摘を踏まえ、一定の質の担保を前提として、担当職員の資格要件を緩和することにより、地域や保護者のニーズに合わせた一時預かり事業(幼稚園型)の実施を促進する。

## ○現行の資格要件

- ・保育士、幼稚園教諭普通免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)
- ・ただし、担当職員の1/2以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者

## ○資格要件の緩和案

### 1. 子育て支援員の更なる活用(有資格者の必要数削減)

有資格者の割合を引き下げ、担当職員の1/3以上は保育士又は幼稚園教諭免許状所有者とする。

(例)満3歳・3歳児25人、4歳児以上40人の場合、

(現行)配置が必要な職員数 3人  
うち、有資格者 2人



(緩和後)配置が必要な職員数 3人  
うち、有資格者 1人

### 2. 小学校教諭免許状、養護教諭免許状所有者の活用

教育・保育に関して一定の知見を有する小学校教諭、養護教諭を配置可能とする。

### 3. 幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生の活用

幼稚園教諭教職課程及び保育士養成課程を履修中で、教育・保育に関して一定の知見を有する学生を配置可能とする。

## ○今後のスケジュール案

平成27年度中に児童福祉法施行規則等について所用の改正を行い、平成28年4月1日から実施予定。

# (参考1)新制度の円滑実施に向けた主な課題

※子ども・子育て会議(平成27年10月21日)資料1から一部抜粋

## 3. 新制度の円滑実施に向けた主な課題(私立幼稚園関係)

移行を希望する園の円滑移行、移行した園における新制度の定着に当たって課題となっている事項について、今回の意向調査において把握した情報や個別に地方自治体や関係事業者から聞き取った主な内容をまとめると、以下のとおり。(地域によって状況が異なる部分もあり、各地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要)

### I.地方自治体・事業者への周知等

(略)

### II.事務負担の軽減

(略)

### III.収入面での不安への対応

(略)

### IV.有資格者不足への対応

有資格者(幼稚園教諭・保育士)の確保が困難であるため、一時預かり事業の実施や、施設型給付における加配加算の確保が困難となっている。

<考えられる対応>

○ 一時預かり事業や施設型給付における加算時に係る資格要件の緩和の検討(子育て支援員の更なる活用等)

○ 私学助成(預かり保育補助)から一時預かり事業への移行が困難な場合の私学助成の継続 等

# (参考2) 現行の一時預かり事業(幼稚園型)について

※赤枠内が今回の緩和案に関する部分

|                   |   | 「幼稚園型」の要件等  |       |          |         |       |     |         |       |      |           |
|-------------------|---|---|-------|----------|---------|-------|-----|---------|-------|------|-----------|
| 実施主体              |   | 市町村(子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施)   |       |          |         |       |     |         |       |      |           |
| 実施場所              |   | 幼稚園又は認定こども園   |       |          |         |       |     |         |       |      |           |
| 対象児童              |   | <p>主に在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)</p> <p>※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象</p> <p><b>※園児以外の子どもについては、一時預かり事業(一般型)により対応</b></p> <p>・同一施設において、幼稚園型(園児を対象)と一般型(園児以外を対象)を併せて実施可能<br/>(この場合、それぞれの種類の基準を満たすことが必要)</p> <p>・ただし、園児以外の子ども利用がごく少数の場合には、幼稚園型において、当該子どもの一時預かりを併せて実施することも可能</p>   |       |          |         |       |     |         |       |      |           |
| 職員                | 職員数   | <p>認可保育所と同じ</p> <table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> <p>※算出される数が1人の場合でも2人以上配置</p> <p>上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合かつ、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、<b>専任職員は1人で可</b> (※ 職員は常勤・非常勤を問わない)</p>   | 0歳児   | 3:1      | 1・2歳児   | 6:1   | 3歳児 | 20:1    | 4歳以上児 | 30:1 |           |
|                   | 0歳児   | 3:1   | 1・2歳児 | 6:1      |         |       |     |         |       |      |           |
| 3歳児               | 20:1  | 4歳以上児   | 30:1  |          |         |       |     |         |       |      |           |
| 資格                | <p><b>保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者</b><br/>(ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭)</p> |   |       |          |         |       |     |         |       |      |           |
| 設備・面積             | 保育室等  | <p>認可保育所と同じ</p> <table border="1"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡/人 など</td> </tr> </table> <p>※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可</p>  | 2歳以上児 | 保育室又は遊戯室 | 1.98㎡/人 | 2歳未満児 | 乳児室 | 1.65㎡/人 |       | ほふく室 | 3.3㎡/人 など |
| 2歳以上児             | 保育室又は遊戯室  | 1.98㎡/人   |       |          |         |       |     |         |       |      |           |
| 2歳未満児             | 乳児室   | 1.65㎡/人   |       |          |         |       |     |         |       |      |           |
|                   | ほふく室  | 3.3㎡/人 など   |       |          |         |       |     |         |       |      |           |
| 補助単価<br>(1人当たり日額) |   | <p>○在籍園児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本分: 平日の教育時間前後(標準的には4時間(*)/日の実施を想定)及び長期休業日 <ul style="list-style-type: none"> <li>年間延べ利用者数2,000人超 400円 (*各園の教育時間によって異なる)</li> <li>年間延べ利用者数2,000人以下 1,600円/年間延べ利用者数 - 400円(10円未満切り捨て)</li> </ul> </li> <li>休日分: 土日祝日等(標準的には8時間/日の実施を想定) 800円</li> <li>長時間加算: 標準4時間/日(休日は標準8時間/日)を超える場合に加算 100円</li> </ul> <p>○園児以外の子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8時間/日以下の利用 800円</li> <li>長時間加算: 8時間/日を超える場合に加算 100円</li> </ul> |       |          |         |       |     |         |       |      |           |
| 実施形態              |   | <p>利用者の<b>居住市町村が園に委託等して実施</b>(当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする<br/>(関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態</p>  |       |          |         |       |     |         |       |      |           |